

社会福祉法人 啓 真 会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人啓真会（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員および評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常務理事については、報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に別表2のとおり、報酬等を支給する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

ア. 理事会・評議員会等に出席した場合及び監事が監査を実施した場合の費用弁償

新潟市内	1, 000円
その他	3, 000円

(3) 役員等の報酬総額は、年間400万円の範囲内とする。

(理事長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 通勤手当については、支給しないこととする

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 16 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席後、概ね一週間以内に本人の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 3 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 錢未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 錢以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の上限額
理事長	年額 200万円
常務理事	年額 150万円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会等への出席	日額 10,000円
-----------	------------

(2) 理事

理事会等への出席	日額 10,000円
----------	------------

(3) 監事

監事監査等への出席	日額 20,000円
理事会等への出席	日額 10,000円

(4) 評議員選任解任委員

評議員選任解任委員会 への出席	日額 10,000円
--------------------	------------

※ 上記の他、路程に応じて旅費を実費支給する。